

自治基本条例

市民案・0626 素案・0905 検討案・委員意見

平成 20 年 9 月 5 日版

都留市自治基本条例検討審議会

市民案	0626 素案	検討案	委員意見
	<p>条例全般</p>		<p>各章の構成については、素案をベースで良い。ただし、表現が全体的に堅い。</p> <p>「本市」という表現は、できる限り「都留市」とした方が市民には親しみやすく、読みやすい。</p> <p>生活の主体者、まちづくりの主役である市民の立場に立っての表現にした方が良い。</p> <p>第2章は解体して、まちづくりの主役としての市民、市民のための行政、市民のための議会として、章立てをした方がきわだつ。</p> <p>第3章は、みんなでまちをつくっていくための仕組み、第4章は、市民のための市政運営。</p> <p>今まで行政のことやまちづくりのことを勉強し、試行錯誤を繰り返しながら、1年以上かけて作成してきた市民案が、総合的に見て大幅に改変されている感がある。市民案の作成後に、手直ししたレベルとは言えない行政案にとって替わってしまったら、市民案をベースにしているとは言え、市民が自発的に作った条例とは言えない。</p> <p>今まで行ったワ-クショップなどについて、“条例を市民が作った”というプロセスが必要だっただけに感じてしまう。子どもでもわかる条文にしようという意見もあったが、全体的に表現が難しく、法令集になってしまっているように思う。</p> <p>(11条~)市民案と素案の比較表を見ると、市民案を大体採用しており、追加・修正しながら、全体として素案を基本の方が良い。</p>

<p>前文</p> <p>私たちのまち都留市は、麗峰富士に生まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。</p> <p>また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。</p> <p>このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に育まれ、市立の都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。</p> <p>しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。</p> <p>そのためには、市民、市議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>市民一人ひとりの人権が尊重され、自らが主人公であるという市民自治を実現するための基本的なルールとして、ここに都留市自治基本条例を制定します。</p>	<p>前文</p> <p>私たちのまち都留市は、麗峰富士に生まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。</p> <p>また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。</p> <p>このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に育まれ、市立の都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。</p> <p>地方を取り巻く状況が著しく変化している今こそ、地方自治を見つめ直し、市議会、行政と情報を共有し、市政に参画し、ともに力を合わせて明日の都留市を創造する仕組みをつくる必要があります。</p> <p>私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として、都留市自治基本条例を制定します。</p>	<p>前文</p> <p>私たちのまち都留市は、麗峰富士に生まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。</p> <p>また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。</p> <p>このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に育まれ、都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。</p> <p>しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。</p> <p>そのためには、市民、議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として、都留市自治基本条例を制定します。</p>	<p>前文の“都留市民憲章の精神のもと”とは、非常にわかりやすく良い。</p> <p>「市議会」という文言と、「議会」という文言が条例中に混在している。「議会」に統一した方が良い。</p> <p>「行政」、「市」も同様に「市」で良い。</p> <p>4段落目の「地方をとりまく～」に主語がない。5段落目冒頭の「私たちは、」を4段落目冒頭に持ってくる。前文については市民案の文章を全面取り上げる必要があるのではないか。「市民憲章及び協働のまちづくり」の文面はその後付け加える。</p> <p>市民案を採用し、6段落目に「～市民自治を実現するため」の後、「まちづくりの最高規範として、ここに」を追加する。</p> <p>5段までは市民案を採用し、「市民憲章及び協働のまちづくりについて」を、その後付け加えることとします。</p>
--	--	---	--

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自治の基本理念にのっとり、自立した地域社会となるための仕組みを定め、豊かな市民生活を実現することを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、事業者、議会及び市（以下「各主体」という。）の役割、責務等を明確にするとともに、各主体間における情報共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市都留市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、事業者、議会及び市（以下「各主体」という。）の役割、責務等を明確にするとともに、各主体間における情報共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治をすすめて、豊かな市民生活を実現することを目的とします。</p>	<p>「議会」と「市議会」の表現を統一する。</p> <p>条文中の、「市（以下「各主体」という。）」や「各主体間における」等の難しい表現を使わないようにし、「市民自治によるまちづくり」の前に目的の説明をして、わかりやすく修正する。</p> <p>文末の「市民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。」を「市民自治をすすめて、豊かな市民生活を実現することを目的とします。」とする。</p> <p>「協働」の定義における「主体」と言う表現は、確立された意味を持つ言葉です。関連する用語の定義をし、あえて統一的に本条例に用いることとします。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとします。</p> <p>(1) 市 市長その他の執行機関をいい、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に規定するものであり、市の行政事務を管理執行するものとして都留市が設置する行政機関をいいます。</p> <p>(2) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。</p> <p>(3) まちづくり 地域が抱えている課題に対して、様々な面から課題の解決を図ろうとする過程のことをいいます。</p> <p>(4) 参画 まちづくりに関して、計画段階から実施に至る過程において、その一員として加わり、行動し、一つの目的達成を図ることをいいます。</p> <p>(5) 協働 まちづくりに関して、市民、市議会と市がそれぞれ主体的な一員として果たすべき責任と役割を自覚し、互いに協力して行動することをいいます。</p> <p>(6) 市民活動団体 市民が、市民生活の向上を目指して公益的活動を行う、市民の自主性によって結ばれた組織をいいます。</p> <p>(7) コミュニティ 地縁を基盤とした組織である自治会や町内会及び活動内容や目的によって結びついたテーマ型の組織をいいます。</p> <p>(8) 審議会 学識経験者等の専門家を含む行政機</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。</p> <p>(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいいます。</p> <p>(3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。</p> <p>(4) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(5) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。</p> <p>(6) 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。</p> <p>(7) まちづくり 目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。</p> <p>(2) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。</p> <p>(3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。</p> <p>(4) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長をいいます。</p> <p>(5) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。</p> <p>(6) 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。</p> <p>(7) まちづくり 地域が抱えている様々な課題を対して、課題解決を図り、目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。</p>	<p>用語の定義は、市民案の定義を採用する。</p> <p>条文中の、「まちづくりの主体者である各主体が」は、難解であるので、わかりやすく修正する。</p> <p>2条文中は、「各主体」ではなく、「誰」と「誰」という表現が良い。市民、事業者、議会及び市がと、あえて表現することに意味がある。</p> <p>Q「市民」は、他市の施設等に入所している方や、介護で本市に通われている方についての考え方が見えない。他市の状況は、「本市に住所を有する人」「その他の活動を行う人」となっている。</p> <p>Q(4)の「市」の定義には、「病院」や「水道」といった、いわゆる公営企業は含まれないのか。</p> <p>(7)の表現の修正をする。「目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組」「地域が抱えている課題に対して、様々な面からその解決を図り、地域の質を上げようとする取組」とする。</p> <p>(7)の「目指すべき地域社会のあり方」では、抽象的である。皆の心を1つにすべく「住みよい町、豊かな地域社会を目指し、地域が抱えている様々な課題に対して、課題解決を図ろうとする取り組みをいいます。」とする。</p> <p>「課題解決に対して」は、二重表現になるので削除する。</p>

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

<p>関に設置される合議制の諮問機関をいいます。 (9) 市民自治 市民自らがまちづくりのための条例、総合計画その他のまちづくりのための重要な施策の策定に参画し、かつ、市民がそれぞれの立場や能力に応じてまちづくりのための活動を行い、安定した地域社会を形成することをいいます。</p>			
<p>(条例の位置づけ) 第2条 この条例は、都留市の最も基本的なルールを定めるものであり、市議会と市は、この条例に反するような別の条例の制定及び改正や廃止を行うことはできません。</p>	<p>(条例の位置づけ) 第3条 各主体は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。 2 総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p>	<p>(条例の位置づけ) 第3条 各主体は、本市都留市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨及びその趣旨を最大限に尊重しなければなりません。 2 市は、総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃及び改正や廃止等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p>	<p>「の趣旨」を削除する。(条例の全体をさす意味あいにした)この条例は、都留市まちづくりの最高規範として、最も基本的なルールを定めるものであり、議会及び市は最大限に尊重しなければならない。 「の趣旨」は、本条例の個々の条文はもとより、本条例が、市民自治の実現のために制定されるという意味も含め、尊重すべきものであると考えます。 1項に「及びその趣旨」を追加する。 2項に主語がないため、「2 市は、総合計画その他のまちづくり～」というように、冒頭に「市は、」をつける。 制度改廃等という表現は、市民には分かりづらいため、制定及び改正や廃止というように、わかりやすい表現にする。 「改廃」はわかりやすく「改制や廃止」とする。以降同じ。</p>
<p>第2章 まちづくりの基本原則</p>			
	<p>(基本理念) 第4条 本市は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、市民自らの意思と責任のもと、公正、公平かつ平等な市民自治を確立するものとします。 2 本市は、国及び他の自治体との適切な役割分担のもと、自主的かつ自律的な市政運営による各主体の協働を基本とした自治を確立するものとします。</p>	<p>(基本理念) 第4条 本市都留市は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、市民自らの意思と責任のもと、公正、公平かつ平等な市民自治を確立するものとします。 2 本市都留市は、国及び他の自治体との適切な役割分担のもと、自主的かつ自律的な市政運営による各主体の協働を基本とした自治を確立するものとします。</p>	

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

<p>(参加及び協働の原則) 第4条 市民は、まちづくりの主体であることを認識して、自覚と責任をもってまちづくりに参加し、市民と市及び市民同士の信頼関係に基づいて協働でまちづくりを行います。</p> <p>2 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の参加を保障するとともに、市民との協働による市民自治を積極的に推進します。</p> <p>(情報共有の原則) 第5条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有します。</p>	<p>(基本原則) 第5条 基本理念を実現するため、本市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければなりません。</p> <p>(1) 情報共有の原則 各主体は、市政に関する情報を互いに共有することにより、市民主体のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(2) 参画の原則 各主体は、その役割、責務等に基づいてまちづくりに参加・参画するものとします。</p> <p>(3) 男女共同参画の原則 各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加し、参画するまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(4) 協働の原則 各主体は、協働によるまちづくりを基本とし、その共通認識のもと自立した地域社会の推進を図るものとします。</p>	<p>(基本原則) 第5条 基本理念を実現するため、本市都留市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければなりません。</p> <p>(1) 情報共有の原則 各主体は、市政に関する情報を互いに共有することにより、市民主体のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(2) 参画の原則 各主体は、その役割、責務等に基づいてまちづくりに参加し及び参画するものとします。</p> <p>(3) 男女共同参画の原則 各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加し及び参画するまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(4) 協働の原則 各主体は、協働によるまちづくりを基本とし、その共通認識のもと、相互の信頼関係に基づいて、自立した地域社会の推進を図るものとします。</p>	<p>5条は、基本原則の部分なので、そここの各主体という表現ではなく、誰と誰と言うふうに、あえて表現した方が、意味が強まる。また、文末も「～その共通認識の下、相互の信頼関係に基づいて自立した地域社会の推進を図るものとします。」とする。</p> <p>「男女共同参画」について、都留市は全国のさきがけとして取り組んできた。それを具体的に表現することは必要である。</p>
<p>第3章 まちづくりの主体としての市民</p>	<p>第2章 各主体の権利と責務</p>	<p>第2章 各主体の権利と責務</p>	<p>「主体」は市民にとってわかりづらい言葉であるので、わかりやすい表現にする。</p> <p>第10条の(都留文科大学の役割)が「第1節 市民等」に入っているが、「第3節 市長等」に入れることが適当。また、第15条(各主体の責務)は「第1節 市民等」に入れる。</p> <p>都留文科大学は、21年度に法人化予定であり、また、都留文科大学としての役割を果たす中で、学生・教員・役員等が、市民としてまちづくりの一翼を担う場でもあります。また、第15条(各主体の責務)は、「市民等」「市議会」「市長等」いずれも含むものでありますので、市民案と同じように、最後の「市民」としての節に入れることが適当と考えます。</p>
	<p>第1節 市民等</p>	<p>第1節 市民等</p>	<p>「市民等」という表現が、なにか市民が物扱いにされている印象を受けるので表現を変える。</p> <p>第6条、第7条については、市民案のとおり(具体的に分かりやすいため)市民が読んだとき、自分たちのこととして考えられるような表現にする。</p>

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体として性別、国籍、年齢、心身の状況等に関わらず個人として尊重され、等しくまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政情報について必要な情報を受け、自ら取得する権利を有します。</p> <p>3 市民は、地方自治法の規定に定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有します。</p> <p>4 市民は、互いに尊重され、まちづくりの参加、不参加を理由として不当な扱いを受けません。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、本市の豊かな自然、良好な生活環境のもと、安全で安心な生活を営む権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>3 市民は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参画する権利を有します。</p> <p>4 市民は、市が行う行政サービスを平等に享受できる権利を有します。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、本市都留市の豊かな自然、良好な生活環境のもと、性別、国籍、年齢、心身の状況等にかかわらず個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>3 市民は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参画する権利を有します。</p> <p>4 市民は、市が行う行政サービスを平等に享受できる権利を有します。</p>	<p>市民の権利として、それらの人々への配慮と市民全員が平等であるという必要があることが明確に表現できるように、「性別、国籍、年齢、障害者に関わらず個人として」の文言を挿入する。</p> <p>上記案を市民案「心身の状況等にかかわらず」という表現にして追加。</p> <p>「尊重され」を追加する。</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加し、伝統・歴史・文化等を次世代へ継承するよう務めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、ルールを守り、自らの言動に責任を持って取り組むものとします。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすこととします。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、自ら有する権利を認識し、主体的かつ積極的にまちづくりに参加し、及び参画するものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすこととします。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加及び参画するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加及び参画するにあたっては、自らの言動に責任を持って取り組むものとします。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすこととします。</p>	<p>「市政運営」については、市政も含めたまちづくりという考え方から、市民案のとおり「まちづくり」にする。素案の考え方では、「まちづくりに当たって必要な市政運営」とあるが、条文にはない。行政がタッチしないまちづくりもある。</p> <p>「行政サービス＝市民の応分の負担」というような、権利を履行するにあたって負担が伴う感じを受ける。市民案のとおり、「市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすこととします。」とする。</p> <p>表現をわかりやすく変更をし、「参加」「参画」の文言を追加する。</p> <p>「伝統・歴史・文化等を次世代へ継承」などと言う表現が必要である。各主体の権利として15条で定義市民案をもとに、参加及び参画の文言を追加し、わかりやすい表現としました。</p>
<p>(子どもの権利)</p> <p>第8条 子どもは、社会の一員として尊重され、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 子どもは、安心して健やかに育ち未来に向かって伸びやかに翔く環境を与えられる権利を有します。</p>	<p>(子どもの権利)</p> <p>第8条 子ども(年齢満20歳未満の市民をいう。以下この条及び第15条において同じ。)は、自らの個性と能力に応じ、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、健全に成長できる権利を有します。</p> <p>2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、成長に応じて市政に参加する権利を有します。</p>	<p>(子どもの権利)</p> <p>第8条 子ども(年齢満20歳未満の市民をいう。以下この条及び第15条において同じ。)は人として尊ばれ、社会の一員として尊重され、より良い環境の中で育てられる権利を有します。</p> <p>2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加する権利を有します。</p>	<p>子どもについては、市民案はまちづくりを主眼としているが、行政案は教育を主眼に置いている。</p> <p>「健全に」とはどういうことか分からない。障害等との兼ね合いもあり、市民案を基に再考の必要あり。</p> <p>児童憲章に基づいた表現を用いて、以下のとおりとする。</p> <p>(案)</p> <p>子ども(年齢満20歳未満の市民をいう。以下この条及び第15条において同じ。)は、人として尊ばれ、社会</p>

			<p>の一員として尊重され、より良い環境の中で育てられる権利を有します。</p> <p>第7条では、「市政運営に参加し」となっている。市政だけではなく、地域の「祭り」などに参加することを含め、「まちづくりに参加し」にする。</p> <p>以下のとおりとする。</p> <p>(案)</p> <p>2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>子どもの年齢定義は不要。</p> <p>「人として尊ばれ」を追加する。</p>
<p>(高齢者の権利)</p> <p>第9条 高齢者は、いきいきと安心して生きがいのある生活を送る権利があります。</p> <p>2 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ教授する権利があります。</p> <p>3 高齢者は、安心して生きがいのある生活を送り、経験や知恵を社会へ教授するために必要な支援を受ける権利があります。</p>	<p>市民案で第9条にあるが、素案では削除された条文 (高齢者の権利)</p> <p>第9条 高齢者は、いきいきと安心して生きがいのある生活を送る権利があります。</p> <p>2 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ教授する権利があります。</p> <p>3 高齢者は、安心して生きがいのある生活を送り、経験や知恵を社会へ教授するために必要な支援を受ける権利があります。</p>	<p>(<u>高齢者の権利</u>)</p> <p><u>第 条 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ教授する中で、いきいきと安心して生きがいのある生活を送る権利を有します。</u></p>	<p>「都留市らしさを出した基本条例をつくる」ことが、今を生きている私たちから、未来の都留市民へのメッセージである。“都留らしさ”とは、前文にあるとおり、長い歴史と豊富な水、そして教育に熱心な人情味あふれたまちであるということである。社会的弱者としてでなく、「尊敬」と「いたわりの気持ち」をこめて、あえてこれを入れることで、前文がより具体的になる。条例にロマンは不要かもしれないが、このことで、“人にやさしいまち”がより強調される。</p> <p>高齢者社会を迎えるにあたり、自助努力だけでなく、他の人々や行政等の支援の仕組みが必要となる。素案には、他に、「社会的弱者」に関する条文がないので、高齢者を含めて考える中で、「社会的弱者」に関する条文が必要である。</p> <p>高齢者に関する規定は、やはり必要である。内容を検討して規定する。</p> <p>高齢者の権利は、「生きがいのある生活を送る」権利として、1項のみにまとめました。</p>

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

<p>(事業者の権利と責務)</p> <p>第 11 条 事業者は、地域社会の一員として、市民、市議会及び市と共に協働、連携して所在地域の活動に積極的に参加するとともに、地域との調和を図る中で、地域とともに発展することを目指します。</p> <p>2 いかなる事業者も健全な事業活動の発展、及び地域活動への参加に際し、その活動を尊重され、公の福祉に反しない限り市から支援を受けることができます。</p> <p>3 事業者は、健全な地域の将来に向け、事業者間の隔たりなく連携、協力してまちづくりを推進するものとしします。</p>	<p>(事業者の権利と責務)</p> <p>第 9 条 事業者は、第 6 条及び第 7 条に規定する権利、責務等を有するほか、地域社会を構成する一員としての、社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参加等を行い、健全な地域社会づくりに寄与するものとしします。</p>	<p>(事業者の権利と責務)</p> <p>第 9 条 事業者は、地域社会を構成する一員としての権利とともに責務を有するほか、社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参加等を行い、健全な地域社会づくりに寄与するものとしします。</p>	
<p>(都留文科大学の役割)</p> <p>第 12 条 都留文科大学は、都留市と協働します。</p> <p>2 都留文科大学は、その知的財産を地域に還元し、地域の発展に寄与します。</p> <p>3 都留文科大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めます。</p>	<p>(都留文科大学の役割)</p> <p>第 10 条 都留文科大学は、市と連携及び協働するものとしします。</p> <p>2 都留文科大学は、その知的財産を地域に還元及び市民と学生の交流を積極的に進め、地域の発展及び活性化に努めるものとしします。</p>	<p>(都留文科大学の役割)</p> <p>第 10 条 都留文科大学は、各主体と連携及び協働するものとしします。</p> <p>2 都留文科大学は、その知的資源を活用し、「教育首都つる」を目指したまちづくりに寄与するものとしします。</p> <p>3 都留文科大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めるものとしします。</p>	<p>大学は「市」とだけでなく、議会や市民とも協働するので「各主体」とする。</p> <p>市の第 5 時長期総合計画には「教育首都つるを目指したまちづくり」が、大学案内には「地域と密着した教員養成を目指す」とも謳われている。12 人に 1 人が学生という全国的にも例のない特徴を生かして、“都留市独自の教育”を市内小中学校の児童・生徒に対して取り組むというような規定が必要。</p>
<p>第 6 章 市民のための市議会</p>			
	<p>第 2 節 市議会</p>	<p>第 2 節 市議会</p>	<p>つくる会で協議した表現、「市民のための市議会」にする。</p> <p>「市議会」を「議会」にする。</p> <p>素案と議会案を比較すると、議会案の内容がよりわかりやすくなっているので、議会案を採用すべきである。</p>

<p>(市議会の役割と責務)</p> <p>第 26 条 市議会は、市民の信任を基盤として信託に応え、市長の市政運営の監視や牽制を行うものとします。</p> <p>2 市議会は、広く市民の意見を取り入れた立法活動や調査活動等を積極的に行い、市議会の活性化と市政の発展を図るものとします。</p> <p>3 市議会は、積極的に情報を公開し、市民の意思が広く反映される開かれた議会となるよう努めるものとします。</p>	<p>(議会の権限及び責務)</p> <p>第 11 条 議会は、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令又は条例で定められた事項について議決する権限を有します。</p> <p>2 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思の把握に努め、それを市政に反映させるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、及びけん制するものとします。</p> <p>3 議会は、会議の公開を原則とし、審議の経過やその内容等を適切な方法を用い市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めるものとします。</p>	<p>(議会の権限及び役割と責務)</p> <p>第 11 条 議会は、条例の制定又は改廃及び改正や廃止、予算の決定、決算の認定その他法令等に定められた事項について議決し、本市都留市の意思を決定するものとします。</p> <p>2 議会は、市の市政運営が適正に行われているかを監視し、及びけん制するものとします。</p> <p>3 議会は、会議の公開を原則とするとともに、積極的に情報を提供し、市民と情報を共有するよう努めるものとします。</p>	<p>「権限」を「役割」にする 本条第 1 項は議会の(議決権)について定めている。 見出を変更し(市民案)のとおり「役割」とする。 議決事項を明確にする。 議会が本市の意思決定機関であることを定め、議会の役割を明らかにする。 「市政に関する事項で別に」を削除する。</p> <p>(案)</p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第 11 条 議会は、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定その他法令等に定められた事項について議決し、本市の意思を決定するものとします。 第 2 項は議会の(監視権)について定めている。 議会の監視権を簡潔に明記する。 「市」は「執行機関」を意味する。</p> <p>(案)</p> <p>2 議会は、市の市政運営が適正に行われているかを監視し、及びけん制するものとします。 第 3 項は(説明責務)について定めている。 「会議の公開」を原則だけでなく、より積極的に提供することとする。</p> <p>(案)</p> <p>3 議会は、会議の公開を原則とするとともに、積極的に情報を提供し、市民と情報を共有するよう努めるものとします。</p> <p>《議会案への意見》 第 1 項は、議会の本旨は立法にあるので、議会の案を生かしながら、「立法」と言う文言を加えたら良い。 11 条は概ね議会案を採用し、表現等に関し、他の条項との調整をしながら変更しました。</p>
---	---	---	--

	<p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、市民の代表者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の確立を図り、議員活動の内容を積極的に公開するよう努めるものとします。</p> <p>2 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、市民の代表者として品位と名誉を保持するとともに、常に市民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務の遂行に努めるものとします。</p> <p>2 議員は、自らの議員活動について、積極的に公開するよう努めるものとします。</p> <p>3 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研さんに努めるものとします。</p>	<p>「議員」と「市議会議員」の表現を統一する。</p> <p>第1項を、責務を明確にするため分割し、第1項を(政治倫理の確立)について、第2項を(議員活動の公開)について規定する。</p> <p>議員が特定の地域や団体の代表ではなく、市民全体の代表として行動する旨を規定する。</p> <p>議員活動についても積極的に公開するよう、別に項を設けて規定する。</p> <p>(案)</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、市民の代表者として品位と名誉を保持するとともに、常に市民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務の遂行に努めるものとします。</p> <p>2 議員は、自らの議員活動について、積極的に公開するよう努めるものとします。</p> <p>議員としての必要な能力は、審議・政策提案能力以外にもあり、個別の項目を明記するのではなく、議会の全ての責務を遂行できるよう、常に自己研さんに努めるよう規定する。</p> <p>(案)</p> <p>3 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研さんに努めるものとします。</p> <p>《議会案への意見》</p> <p>第1項「市民全体の利益を行動の指針とし・・・」は、全体の利益の追求と表現では市民のニーズを取りきれない。今後まちづくりが積極、果敢になり、市民ニーズが明白に定着するようになれば、全体意見として取り入れることは可能だろうが、まちづくりは生き物であり、まだ途上の段階である。強く出された意見だけが市民のニーズでなく、むしろ、その裏側に隠されたものにこそ真実があると思う。文言の再考を。</p> <p>12条は議会案を採用しました。</p>
--	--	---	---

第5章 市民のための行政	第3節 市長等	第3節 市長等	わかりやすい表現にする。
<p>(市長の役割と責務)</p> <p>第17条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。</p> <p>2 市長は、市議会及び市民に対し、市政に関する情報を積極的に公開し、及び説明する義務を負います。</p> <p>3 市長は、この条例の目的を達成するため、市職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。</p>	<p>(市長の権限及び責務)</p> <p>第13条 市長は、市を代表するとともに、市の事務を管理し、及び執行する権限を有します。</p> <p>2 市長は、政治倫理の確立に努め、この条例に基づいた市政運営を誠実にを行うとともに、自立した地域社会を実現するために必要な施策を総合的かつ計画的に講じるものとします。</p> <p>3 市長は、市政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、費用の節減及び収入の確保に努めるとともに、事業運営及び財政の健全化を図るものとします。</p> <p>4 市長は、リーダーシップを発揮し、職員を適切に指揮監督するとともに、効率的かつ効果的な組織運営を行うものとします。</p> <p>5 市長は、組織運営に当たっては、市政の課題に的確に対応できる職員の育成に努めるとともに、職員の能力及び適性に応じた配置に努めるものとします。</p> <p>6 市長は、本市の魅力や情報をあらゆる機会を通じて主体的かつ積極的に発信するよう努めるものとします。</p>	<p>(市長の権限及び役割と責務)</p> <p>第13条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。</p> <p>2 市長は、市政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、費用の節減及び収入の確保に努めるとともに、事業運営及び財政の健全化を図るものとします。</p> <p>3 市長は、リーダーシップを発揮し、職員を適切に指揮監督するとともに、効率的かつ効果的な組織運営を行うものとします。</p> <p>4 市長は、組織運営に当たっては、市政の課題に的確に対応できる職員の育成に努めるとともに、職員の能力及び適性に応じた配置に努めるものとします。</p> <p>5 市長は、本市都留市の魅力や情報をあらゆる機会を通じて主体的かつ積極的に発信するよう努めるものとします。</p>	<p>「権限」を「役割」に変更する。</p> <p>1項の「市」は、第2条(用語の定義)では、市長、教育委員会、選挙管理委員会・・・となっているが、市長は、委員会等の代表ではないため、権限もなく、条文とそぐわないので、「市」を普通地方公共団体を表す表現にする。第3~6条では「本市」の用語もある。(法148条 普通地方公共団体の事務)</p> <p>第1項2項は、難しい表現等があるため削除し、以下の市民案17条1項を採用する。</p> <p>(案)</p> <p>市長は、市政の代表者として、市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。</p> <p>(以下は2項からとなる)</p> <p>3項以降はわかりやすいので良い。</p> <p>1項は、市民案を採用しました。素案2項は削除し、3項から6項を、2項から5項として調整しました。</p>
<p>(市職員の役割と責務)</p> <p>第18条 市職員は、法令の定めるところによるほかこの条例の理念を尊重し、全体の奉仕者として公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。</p> <p>2 市職員は、都留市を含む国、県、その他地方公共団体等(以下、この章において「行政」といいます。)と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとします。</p> <p>3 市職員は、前2項の職務を遂行するため、政策能力の向上に努めるものとします。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。</p> <p>2 職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為(第34条において「是正対象行為」という。)により、公共の利益に反するおそれがある場合は、その事実を通報するものとします。</p> <p>3 職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識、技術等の能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。</p>	<p>(職員の役割と責務)</p> <p>第14条 職員は、法令の定めるところによるほか、この条例の理念を尊重し、全体の奉仕者として公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、都留市を含む国、県、その他地方公共団体等と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとします。</p> <p>3 職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識、技術等の能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。</p>	<p>「役割と責務」に変更する。</p> <p>4項として、市民案第18条の2項を追加する。</p> <p>(案)</p> <p>4 市職員は、都留市を含む国、県、その他地方公共団体等(以下、この章において「行政」といいます。)と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとします。</p> <p>第1項3項は、市民案とほぼ同じ内容のため、市民案を採用する。その後に素案2項を追加する。(第34条・・・)はわかりづらいので削除。</p> <p>1、2項は、概ね市民案を採用し、素案2項は削除し、3項を採用しました。</p>

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

	<p>(各主体の責務)</p> <p>第 15 条 各主体は、第 8 条に規定する子どもの権利の適正な履行に対して責任を有することを認識するとともに、それぞれの役割に応じてその環境づくり及び適切な支援に努めるものとします。</p> <p>2 各主体は、本市の固有の地域資源(有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。)を保全するとともに、次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。</p>	<p>(各主体の役割と責務)</p> <p>第 15 条 各主体は、第 8 条に規定する子どもの権利の適正な履行に対して責任を有することを認識するとともに、それぞれの役割に応じてその環境づくり及び適切な支援に努めるものとします。</p> <p>2 各主体は、本市都留市の固有の地域資源(有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。)を保全するとともに、次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。</p>	<p>項目の必要性の検討。</p> <p>7条の市民の責務にあった「伝統・歴史・文化等を次世代へ継承・・・」は、ここで、各主体の責務として「自然環境、歴史文化・・・」と規定しています。</p>
<p>(市の役割と責務)</p> <p>第 19 条 市は、市民に代わって行政事務を管理執行するものとして、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。</p> <p>2 市は、法令及び市の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務を適正かつ効率的に実施しなければなりません。</p> <p>3 市は、政策の企画立案、実施、評価及び見直しの過程に係る情報を分かりやすく市民に提供するように努めるものとします。</p> <p>4 市は、市民がまちづくりに参画する権利を保障し、その実現のための施策、機会の充実及び条件の整備を進めるものとします。</p>			
<p>第 7 章 みんなでまちを創っていくための仕組み</p>	<p>第 3 章 まちづくりにおける基本的事項</p>	<p>第 3 章 まちづくりにおける基本的事項</p>	
	<p>第 1 節 情報共有</p>	<p>第 1 節 情報共有</p>	
<p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第 28 条 市は、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、迅速に、分かりやすく提供しなければなりません。</p>	<p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第 16 条 市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとします。</p> <p>2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとします。</p>	<p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第 16 条 市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとします。</p> <p>2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとします。</p>	<p>議会も情報公開条例では、「実施機関」であるので、加える必要がある。「市は、」を「議会及び市は、」とする。</p> <p>以下の案とする。</p> <p>(案)</p> <p>2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に、分かりやすく説明するためのものとします。</p> <p>情報公開条例、個人情報保護条例とも、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、...及び議会」を実施機関と規定していますが、16、17条における「市」は、これらすべてを包括するまちづくりの執行の担い手としての定義であり、「議会」だけを追加すると、表現も固くなり分かりづらくなると考えます。</p>

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第 17 条 市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるものとします。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第 17 条 市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるものとします。</p>	<p>議会も個人情報保護条例では、「実施機関」であるので、加える必要がある。「市は、」を「議会及び市は、」に「市が」を「議会及び市が」にする。</p> <p>市だけでなく、「市及び議会」とする。</p> <p>16条に同じ。</p>
	<p>第 2 節 参画</p>	<p>第 2 節 参画</p>	<p>「参画」は無味乾燥な単語なので、わかりやすい表現にする。</p>
<p>(説明責任)</p> <p>第 29 条 市は、市の進める仕事に関わる企画立案、実施、及び評価において、その内容や必要性、妥当性などについて、市民に理解されるよう、分かりやすく説明しなければなりません。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第 18 条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明するものとします。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第 18 条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により分かりやすく説明するものとします。</p>	<p>以下の案とする。</p> <p>(案)</p> <p>第 18 条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により、分かりやすく説明するものとします。</p> <p>上の意見案に賛成。(例 市民に適切な 市民に理解されるよう適切な)</p> <p>二つの意見を検討し、分かりやすい表現にします。</p>
<p>(パブリック・コメント制度)</p> <p>第 30 条 市は、まちづくりに関する政策の策定にあたっては、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保するため、パブリック・コメント制度を実施します。</p> <p>2 市は、パブリック・コメント制度を実施しようとするときは、事前に市民に十分な周知活動を行い、広く市民から意見を聴取できるよう努めます。</p> <p>3 市は、パブリック・コメント制度により市民から提案された意見について、採否の結果及びその理由について公表します。</p>	<p>(意見聴取制度)</p> <p>第 19 条 市は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。</p> <p>(1) 計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 条例の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 施策の実施、変更又は廃止</p> <p>2 市は、前項の規定により意見を求めるときは、次の各号に掲げるもののうち適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければなりません。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業をおこなうこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程での素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p>	<p>(意見聴取制度)</p> <p>第 19 条 市は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。</p> <p>(1) 計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 条例の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 施策の実施、変更又は廃止</p> <p>2 市は、前項の規定により意見を求めるときは、次の各号に掲げるもののうち適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければなりません。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業をおこなうこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程での素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p>	

市 民 案	0626 素 案	検 討 案	委 員 意 見
<p>(審議会委員の公募制)</p> <p>第 31 条 市は、市民の意見を市政に反映されるため、審議会等を設置するときは委員に公募の市民を積極的に加えるよう努めるとともに、その構成について男女比率等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければなりません。</p>	<p>(附属機関等)</p> <p>第 20 条 市は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)を組織し、又は運営するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女の均衡を図るよう努めるものとしします。</p> <p>2 附属機関等の会議は、公開を原則とします。</p>	<p>(附属機関等)</p> <p>第 20 条 市は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)を組織し、又は運営するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女の均衡を図るよう努めるものとしします。</p> <p>2 附属機関等の会議は、公開を原則とします。</p>	
	<p>(男女共同参画)</p> <p>第 21 条 市は、前条第 1 項に定めるもののほか、別に条例で定めるところにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な措置を講じるものとしします。</p>	<p>(男女共同参画)</p> <p>第 21 条 市は、前条第 1 項に定めるもののほか、別に条例で定めるところにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な措置を講じるものとしします。</p>	
	<p>第 3 節 住民投票</p>	<p>第 3 節 住民投票</p>	
<p>(住民投票)</p> <p>第 33 条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、広く市民の意思を確認するため、必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重します。</p> <p>3 住民投票の実施について、必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 22 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意見を確認するため、別に定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 22 条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、広く市民の意思を確認するため、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>市民案は、「広く市民」としているが、行政案は「住民(市内に住所を有するもの(法人を除く))と住民を定義している。これで通勤している人や住民票がない文大生は投票ができないことが確定されている。投票権は(16歳以上か、18歳以上か、20歳以上か、外国人はできるか、市外からの通勤者はできるか)などは慎重に議論しなければならない。</p> <p>また、市民案では、住民投票条例は現在制定されていないので、「別に定めます」としているが、行政案は、「別に定めるところにより」としているため、今後は住民投票条例が制定されることを市民も見守らなければならない。</p> <p>素案第 22 条第 1 項と第 23 条第 2 項の住民投票は同じように読める。基本的な考え方にもあるように、第 23 条は第 22 条を受けて、住民投票の請求及び発議の要件を定めたのであれば、第 22 条中の「別に定めるところにより」は不要。</p> <p>Q素案第 22 条第 1 項と第 23 条第 2 項の住民投票の年齢要件については、どのように考えるか。</p> <p>第 3 項として請求者を、市民、議会とする項を加える。(案)</p> <p>「3 市民及び議会は、市長に対し、・・・住民投票の実施を請求することができます。」</p> <p>議会を加える。「市長は、」を「議会及び市は、」にする。</p> <p>「市長は・・・者の意見を確認するため・・・」は、</p>

			<p>市民案のとおり、「広く住民の意思を確認するため」とする。</p> <p>23条も含めて考えると、市民案の23条の住民投票を基に考えた方がよい。</p> <p>22条1項の「別に定めるところにより」を残し、23条を削除する。「別に・・・」は削除し、23条を残すか(残す場合は内容)を検討。市と議会の関連性については、別に定めるところによるものとします。</p>
	<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第23条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p>	<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第23条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p>	<p>(住民投票)については、第22条で「市長は、・・・別に定めるところにより、住民投票を実施することができます。」としているので、23条は不要ではある。第22条で常設型条例を制定するのであれば第23条は削除し、個別設置型であるならば、説明を追加する。</p> <p>22条との関連により、削除することとします。</p>
<p>(直接請求制度)</p> <p>第34条 住民は、条例の制定及び改廃、市議会の解散、市長及び市議会議員の解職等について、地方自治法の規定に基づき請求することができます。</p>			
	<p>第4節 協働</p>	<p>第4節 協働</p>	<p>「協働」は無味乾燥な単語なので、わかりやすい表現にする。</p> <p>第27条以降の「市」の使い方に統一感がないので、第2条の定義によった使い方をする。</p> <p>第27条第1項の「市」は・・・等</p> <p>また、第4章「市政運営」の市政には議会も含まれる。</p> <p>市民案より、「章」が整理され、より理解しやすくなっており、特に、24、25、26条が列記されて非常にわかりやすい。</p>

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

<p>(協働のまちづくりの推進)</p> <p>第 27 条 市民、市議会及び市は、都留市のあるべき将来像を共有し、その実現に向けたまちづくりに誠心誠意取り組まなければなりません。また、まちづくりを進めるにあたっては、それぞれの責務と権利を自覚するため、この条例等を十分に理解し、活用し、遵守していかなければなりません。</p> <p>2 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市は市民に対して必要な支援を行うこととします。</p> <p>3 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民は市に対してその協力を惜しまないこととします。</p> <p>4 市民、市議会及び市は、協働のまちづくりが十分行われるために、別にルールを整備し、推進していくこととします。</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>第 24 条 市は、公共的な課題の解決のため、市民、事業者その他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を共に推進していくための総合的な施策を整備するよう努めるものとしします。</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>第 23 条 市民、事業者、議会及び市は、公共的な課題の解決のため、市民、事業者その他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を共に推進していくための総合的な施策を整備するよう努めるものとしします。都留市のあるべき将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むものとしします。</p> <p>2 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市は市民に対して必要な支援を行うこととします。</p>	<p>主体には、「議会」も加える。</p> <p>「市民、事業者その他の・・・」とは、「各主体」と表現する。現行とすると「議会」を加える必要がある。</p> <p>Q「市は、公共的な課題の解決のため、各主体が協働の意義及び・・・」この「市」は「市長」なのか。</p> <p>市民案と素案の条文をもとに、1項を規定し、2項に市民案を採用します。主体には、1条において規定する「市民、事業者、議会及び市(以下「各主体」という。)」のすべての主体とするが、あえて「各主体」とせず、それぞれを明記し、確認することとします。</p>
<p>第 4 章 地域担い手としてのコミュニティ</p> <p>(コミュニティの意義と役割)</p> <p>第 13 条 市民は、コミュニティが地域の担い手であることを認識し、これを守り、育てなければなりません。</p> <p>2 コミュニティは、地域の担い手として、主体的にまちづくりに参画するように努めるものとしします。</p> <p>(コミュニティの連携及び協力)</p> <p>第 14 条 コミュニティは、互いに連携、協力して、まちづくりを進めるものとしします。</p> <p>(コミュニティ活動への支援)</p> <p>第 15 条 市は、地域の担い手としてまちづくりに取り組むコミュニティに対し、その活動を促進するための必要な支援を行うこととします。</p> <p>(公共サービスへの参入機会の提供)</p> <p>第 16 条 市は、コミュニティの特性が発揮できる分野において、公共サービスへ参入する機会の提供に努めるものとしします。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第 26 条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり(以下「地域コミュニティ」という。)を基本とし、様々な地域における課題の解決に向けて主体的に行動するものとしします。</p> <p>2 市は、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講じるものとしします。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第 24 条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり(以下「地域コミュニティ」という。)を基本とし、様々な地域における課題の解決に向けて、主体的に行動するものとしします。</p> <p>2 市は、地域コミュニティの自主性及び自立自律性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な支援措置を講じるものとしします。</p>	<p>「措置」を「支援」にする。</p> <p>3項として、市民案第 16 条を追加する。</p> <p>(案)</p> <p>3 市は、コミュニティの特性が発揮できる分野において、公共サービスへ参入する機会の提供に努めるものとしします。</p> <p>市民案 16 条については、26 条において包括しているものと考えます。</p>
	<p>(地域協働のまちづくり推進会)</p> <p>第 25 条 市民は、次条に規定する地域コミュニティを地区単位で実現するための組織として、地域協働のまちづくり推進会を設立するものとしします。</p> <p>2 地域協働のまちづくり推進会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行います。</p>	<p>(地域協働のまちづくり推進会)</p> <p>第 25 条 市民は、次前条に規定する地域コミュニティを地区単位で実現するための組織として、地域協働のまちづくり推進会を設立するものとしします。</p> <p>2 地域協働のまちづくり推進会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会その他の組織各主体と連携しながら協力してまちづくりを行います。</p>	<p>地域協働のまちづくり推進会の位置づけが、いっそう明確になり評価できる。</p> <p>本条例の重視すべき最大の部分であり、都留市の新しい自治のあり方であり、地域コミュニティも視野に入れたさまざまな組織間に形成される協働関係が不可欠となる。</p> <p>第 1 項「地区」と第 2 項「地域」のように、表現が違</p>

			<p>うので統一する必要があるか再考を。 素案 26 条との兼ね合いで、省略規定は、その条項以下について従うことになっている。第 25 条で省略規定をするか、複数条におよぶので第 2 条の定義に加えるか。または第 25 条と第 26 条を逆にするか。 Q 「市、自治会その他の組織」を「各主体」としないのはなぜか。 (案) 「各主体と連携しながら・・・」 「他の各主体と連携しながら・・・」 「行います。」の表現を統一する。 (案) 「行うものとします。」</p>
<p>(市民活動団体の権利と責務) 第 10 条 市民活動団体は、その活動の自主性、自立性を尊重され、公の福祉に反しない限り、市から支援を受けることができます。 2 市民活動団体は、その活動において自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。</p>	<p>(市民公益活動) 第 27 条 市は、社会一般の利益に資する自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動(以下「市民公益活動」という。)を尊重するとともに、その活動を促進するため、別に条例で定めるところにより、適切な措置を講じるものとします。 2 市民公益活動を行う法人その他の団体は、協働によるまちづくりの重要な担い手としての認識のもと、その活動が広く市民から理解されるよう努めるものとします。 3 市民及び事業者は、市民公益活動の意義を理解し、市民主体の自治の実現のため、必要な協力又は支援に努めるものとします。</p>	<p>(市民公益活動) 第 26 条 市は、社会一般の利益に資する市民生活の向上を目指した自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動(以下「市民公益活動」という。)を尊重するとともに、その活動を促進するため、別に条例で定めるところにより、適切な措置を講じるものとします。 2 市民公益活動を行う法人その他の団体は、協働によるまちづくりの重要な担い手としての認識のもと、その活動が広く市民から理解されるよう努めるものとします。 3 市民及び事業者は、市民公益活動の意義を理解し、市民主体の自治の実現のため、必要な協力又は支援に努めるものとします。</p>	<p>「措置」を「支援」にする。 17・21・26 条における「措置」に定義する市の役割は、「支援」のみでなく、協働・市民活動の推進を図る上で、支援を含めた総合的な施策(措置)を講じることによるものもあります。 第 1 項「市は社会一般の利益に資する」を「市は市民生活の向上を目指した」に変更する。 3 項「市民主体の自治の実現～」は、第 2 条(定義)の「市民自治」であるので、「市民自治の実現のため～」にする。</p>

市民案

0626 素案

検討案

委員意見

	第4章 市政運営	第4章 市政運営	わかりやすい表現にする。
<p>(総合計画)</p> <p>第20条 市は、総合的かつ長期的な行政運営を行うため総合計画を策定し、この計画に即して事業を行わなければなりません。</p> <p>2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとします。</p> <p>3 市は、行政分野ごとの計画を立案する場合は、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければなりません。</p> <p>4 市は、総合計画の策定に当たり、市民が参画するための条件を整備するものとします。</p>	<p>(総合計画等)</p> <p>第28条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとします。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。</p> <p>3 市は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用するものとします。</p>	<p>(総合計画等)</p> <p>第27条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとします。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。</p> <p>3 市は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用するものとします。</p>	<p>4項は視覚的に読みづらいため、直接第2項に記述する。</p> <p>3条2項における、条例の位置づけを認識する中で、第5次総合計画を策定する際の、策定手順や日程など、市民への情報提供を充実し、多様な参加機会を設けた方法を行うことはもちろん、まちづくりに関する重要な計画は、総合計画に準拠することを規定しています。</p>
<p>(市の組織)</p> <p>第21条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織編成に努めなければなりません。</p>	<p>(市の組織)</p> <p>第29条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織に編成するものとします。</p>	<p>(市の組織)</p> <p>第28条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織に編成するものとします。</p>	
<p>(市の行政評価)</p> <p>第23条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第30条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第29条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。</p>	<p>市民の評価を反映し、改善するため、以下に変更する。</p> <p>(案)</p> <p>2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表すると共に、その評価を受けなければなりません。</p>
<p>(財政運営)</p> <p>第25条 市は、市民から託された財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立しなければなりません。</p> <p>3 市は、予算及び決算その他財政に関する事項を、市民に分かりやすく公表しその評価を受けなければなりません。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第31条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第30条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>	

市 民 案	0626 素 案	検 討 案	委 員 意 見
(市民要望等の取扱い) 第 32 条 市は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに回答します。	(応答責任) 第 32 条 市は、市政に関する意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	(応答責任) 第 31 条 市は、市政に関する意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	
(市の行政手続) 第 22 条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するための制度の確立に努めなければなりません。	(行政手続) 第 33 条 市は、市民の権利及び利益の保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に関し必要な事項を明らかにするものとします。	(行政手続) 第 32 条 市は、市民の権利及び利益の保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に関し必要な事項を明らかにするものとします。	
	(公益通報) 第 34 条 市は、公益通報(是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるものとします。	(公益通報) 第 33 条 市は、公益通報(是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるものとします。	
	(政策法務) 第 35 条 市は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等の制定、改廃等必要な措置を講じるものとします。	(政策法務) 第 34 条 市は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等の制定、改廃等必要な措置を講じるものとします。	
(市の危機管理) 第 24 条 市は、市民、関係機関及び他の自治体等との協力・連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	(危機管理) 第 36 条 市は、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援関係を構築し、災害等の緊急時における柔軟かつ機動的な危機管理体制を確立するよう努めるものとします。	(危機管理) 第 35 条 市は、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援関係を構築し、災害等の緊急時における柔軟かつ機動的な危機管理体制を確立するよう努めるものとします。	
第 8 章 国及び他の自治体との連携・協力	第 5 章 他の自治体等との連携・協力	第 5 章 他の自治体等との連携・協力	
(国・他の自治体との関係) 第 35 条 市議会及び市は、共通課題又は広域的な課題に対して、国、山梨県及び近隣の自治体及び関係機関との情報交換による相互理解を図り、連携及び協力してまちづくりに努めるものとします。 (国際交流の推進) 第 36 条 市民、市議会及び市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際交流の推進に努めるものとします。	(他の自治体等との関係) 第 37 条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとします。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、山梨県、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとします。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を都留のまちづくりに生かすものとします。	(他の自治体等との関係) 第 36 条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとします。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、山梨県、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとします。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、その中で得られた情報や知恵を都留のまちづくりに生かすものとします。	3 項の「得られた情報を・・・」の前に、「国際交流の推進に努め、その中で」を挿入すると、具体的な表現になりわかりやすい。

市 民 案	0626 素 案	検 討 案	委 員 意 見
<p>第9章 実効性を高める仕組み</p> <p>(分野別基本条例の策定)</p> <p>第37条 市は、この条例の実効性をより高めるために、条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定に努めることとします。</p>	<p>第6章 雑則</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第38条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとします。</p>	<p>第6章 雑則</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第37条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとします。</p>	<p>「その他」に変更する。</p> <p>Q 市民案では、「4年以内ごと」、素案では「5年を超えない期間ごと」となっているのはなぜか。</p> <p>総合計画のうち、基本構想は、10カ年計画としていますが、近年の社会情勢の目まぐるしい変化に鑑み、基本計画は前半の5年を前期、後半の5年を後期として策定することとしていますので、これらとの調整を図ることが適当と考えます。</p>
<p>(条例の見直し)</p> <p>第38条 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、これを見直し、改正する必要がある場合に、遅滞なく改正しなければなりません。</p> <p>2 市議会及び市は、この条例の改正にあたっては、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければなりません。</p>	<p>(委任)</p> <p>第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<p>(委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<p>本条例は、市長だけの条例ではないので委任は不要。市長以外の執行機関もある。削除するか、「・・・必要な事項は、議会及び市が別に定める。」とする。</p> <p>「市長」は、市の執行機関だけでなく、議会や市民等すべてを含めて集約的な普通地方公共団体としての長の立場を表すものです。</p>
<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第39条 市は、自治の円滑な推進を図るため、自治推進委員会(以下「委員会」という。)を置くこととします。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議するものとします。</p> <p>(1) 自治の推進に関する事項</p> <p>(2) この条例の推進状況に関する事項</p> <p>(3) この条例の検証及び見直しに関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、自治の推進に関し必要な事項</p> <p>3 委員会は、委員10人以内をもって組織します。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱します。</p> <p>(1) 公募市民</p> <p>(2) 地方自治に見識を有する者</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとします。</p> <p>6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>			<p>本条例設置後、市民主導の「見守る会」等をつくり、委ねた方が、市民活動推進条例の精神にも則っているため、市民案の「自治推進委員会の設置」は不要である。</p>

市 民 案

0626 素 案

検 討 案

委 員 意 見

附則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。	附則 この条例は、平成21年4月1日から施行します。	附則 この条例は、平成21年4月1日から施行します。	
-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--